

延岡市景観計画ガイドライン



延岡市景観計画ガイドラインは、延岡市景観計画における景観形成基準について、景観づくりの主体となる市民、事業者、行政が、その取り組みについて共通の認識を持つことができるよう、参考図や写真などを用いてわかりやすく解説したものです。

建築物等の設計を行う際に、本ガイドラインをご活用ください。

目次

1. 景観づくりに向けて	1
2. 景観計画区域	1
3. 景観構造別景観形成方針	1
4. 景観形成重点地区の景観形成方針	3
5. 届出が必要な行為	4
6. 届出を要しない行為	5
7. 景観形成基準	6
8. 景観形成基準についての解説	9
9. 届出等の手順	19



延岡市

1. 景観づくりに向けて

良好なまちづくりを進めるにあたり、美しく魅力的な景観づくりは、必要な条件の一つです。

延岡市景観計画は、景観法第8条の「良好な景観の形成に関する計画」として定め、雄大な自然と歴史、産業が織り成す延岡らしい景観を“守り”“育み”“つくり”次世代に誇れる景観を引き継ぐために、目標や方針を達成するための取り組み、景観形成基準等を定めたマスタープランです。

今後は、本計画に基づき、本市の景観の特性を活かしつつ、更なる景観の魅力向上に資するような景観づくりを進めていきます。

2. 景観計画区域【景観法第8条第2項第1号】

本市では、海・山・川などの多様な自然景観、大規模工場地が内在する市街地景観、旧城下町や鮎やなをはじめとする歴史・文化的景観などの延岡らしさを醸し出している多様な景観が全市にわたって展開されています。

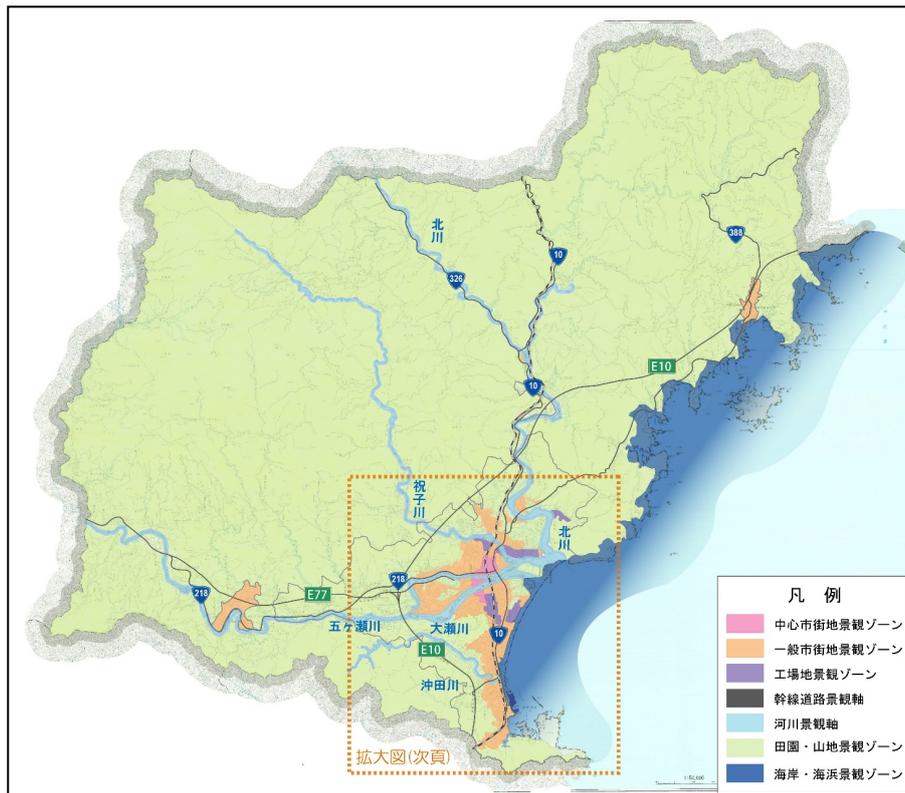
これらの多彩な景観の連携を図り、市全体での良好な景観づくりを進めるために、全市域を景観計画の区域として定めます。



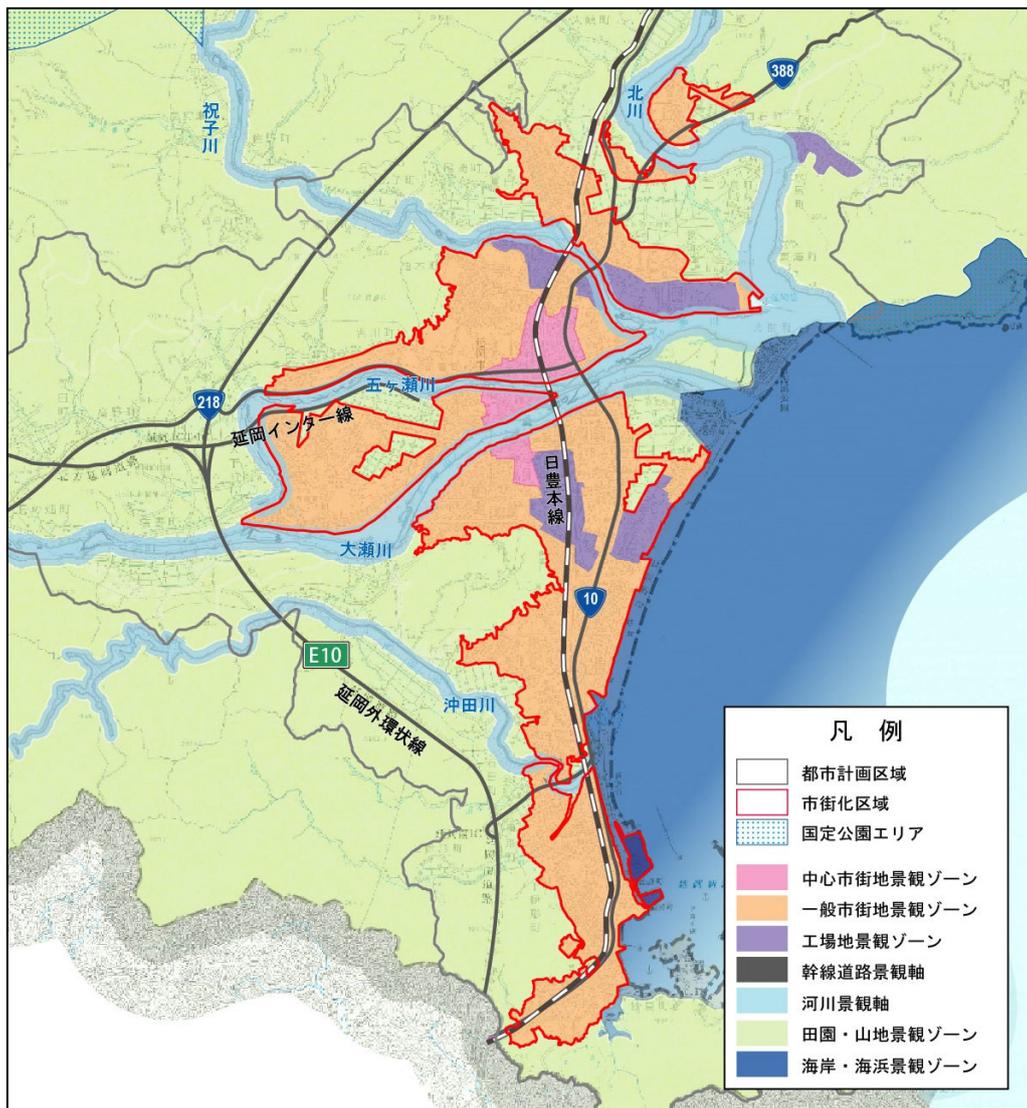
延岡市の景観計画区域

3. 景観構造別景観形成方針

景観形成の基本方針を踏まえ、本市の主な景観構造毎に、景観形成方針を以下のように定めます。



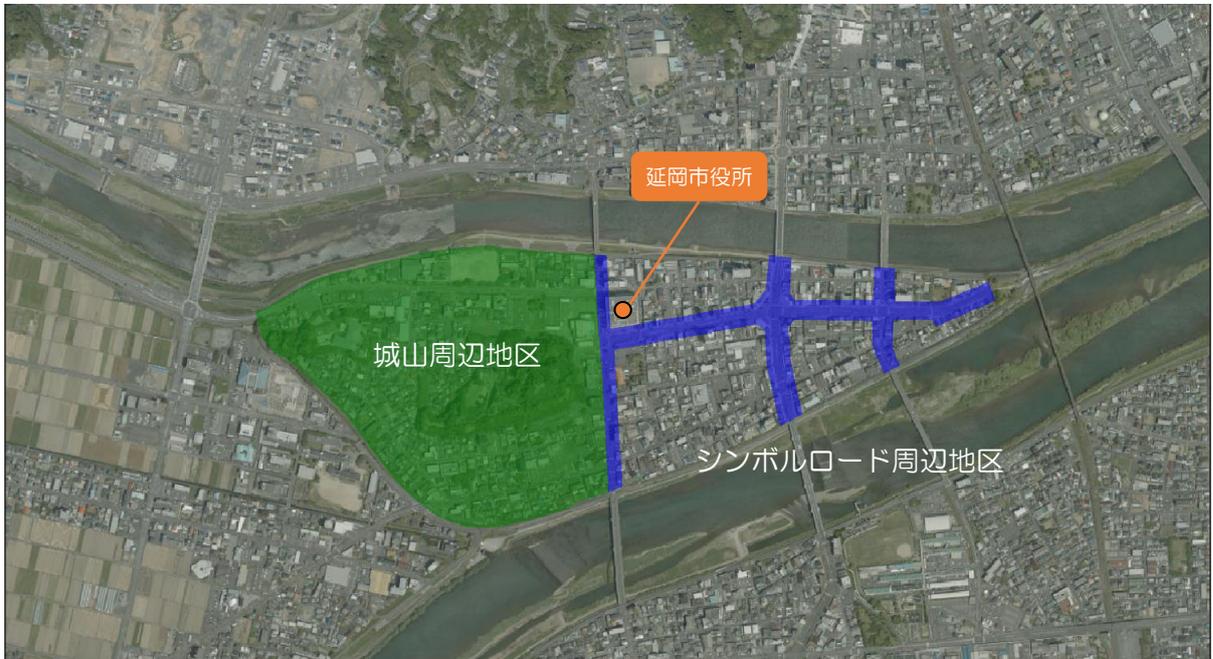
【主な景観構造】		【景観形成方針】
市街地景観エリア	中心市街地景観ゾーン	魅力的でにぎわいのあるまちなみ景観づくり
	一般市街地景観ゾーン	潤いのある緑豊かな市街地景観づくり
	工場地景観ゾーン	延岡固有の工場景観を活かした魅力的なテクノスケープづくり
	幹線道路景観軸	まちなみ、山なみと調和した沿道景観づくり
	河川景観軸	“水郷のべおか” にふさわしい河川景観づくり
自然地景観エリア	田園景観ゾーン	周辺の山なみや河川景観と調和する美しい田園景観づくり
	山地景観ゾーン	山地・渓谷など多彩な表情を見せる雄大な山地景観の保全、及び自然とのふれあいの場となる景観づくり
	海岸・海浜景観ゾーン	変化に富んだリアスの美しい海岸・海浜景観の保全、及び交流の場となる景観づくり



景観構造詳細区分図(市街地拡大)

4. 景観形成重点地区の景観形成方針

景観計画区域のうち、景観形成上特に重要な地区については、「景観形成重点地区」に定め、地区ごとの方針や基準などに基づき、重点的・先導的に景観形成を推進します。景観形成重点地区として、現在も届出制度による景観形成の誘導を図っている「城山周辺地区」および「シンボルロード周辺地区」を指定します。



シンボルロード周辺地区については、図に指定する路線の道路境界線に接する敷地を対象区域とします。

景観形成の基本方針に沿って、地区別の景観形成方針を定めます。

【地区】	【景観形成方針】
城山周辺地区	城山の歴史や自然と調和した、落ち着きと風格のある城下町景観づくり
シンボルロード周辺地区	背景の城山と調和した、魅力と賑わいのあるまちなか景観づくり

5. 届出が必要な行為

●市内全域（景観形成重点地区を除く）での届出対象行為

景観形成重点地区を除く市内全域で以下のいずれかに該当する規模の建築物、工作物の新築等の行為を行う際は、市長（都市計画課）への届出が必要です。

○建築物

届出対象行為	届出を要する規模
新築、増築、改築、移転のほか、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	高さ13m以上または 延べ面積500㎡以上の建築物 延長30m以上のアーケード

○工作物

届出対象行為	届出を要する規模
新設、増築、改築、移転のほか、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	高さ13m以上

●景観形成重点地区での届出対象行為

景観形成重点地区で以下の行為を行う場合は、市長（都市計画課）への届出を必要とします。

○建築物

届出対象行為	届出を要する規模
新築、増築、改築、移転のほか、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	全ての建築物

○工作物

届出対象行為	届出を要する規模
新設、増築、改築、移転のほか、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	高さ13m以上

○その他

届出対象行為	届出を要する規模
土地の形質の変更	区画面積3,000㎡以上 または法面高5m以上
木材の伐採または移植	区画面積3,000㎡以上 ※ただし、維持管理のための伐採 または移植は届出対象外
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の集積または貯蔵	集積等の期間が6ヶ月を超えるもので、 500㎡以上または高さ5m以上

(注) 区画面積については、水平投影面積とします。また、集積等の面積については、点在して集積する場合その全ての箇所を囲んだ範囲とします。

【工作物の種類】

1. 煙突
2. 電波塔、鉄塔その他これらに類するもの（※電柱は含まれません。）
3. 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
4. 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
5. 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
6. ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
7. メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
8. 鉱物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉碎の用途に供する工作物で原動機を使用するもの
9. アスファルト、石油、ガス等を原料とする製品の製造を行う施設
10. 自動車車庫の用途に供する工作物
11. 飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する工作物
12. 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設

6. 届出を要しない行為

以下の行為を行う際は、届出は必要ありません。

●建築物の新築および工作物の新設以外の行為

行為	届出を要しない規模
増築、改築	その部分の水平投影面積の合計が10㎡以下となるもの
修繕、模様替	過半に満たないもの（建築物においては、建築基準法第2条第14号、15号に該当しないものとします。）
色彩の変更	各壁面の鉛直投影面積（※）又は屋根面の水平投影面積（※）の5分の1以下となるもの <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 行為面積（壁面広告の面積は除く） 壁面等の面積（壁面広告の面積を含む）$\leq 20\%$ </div>

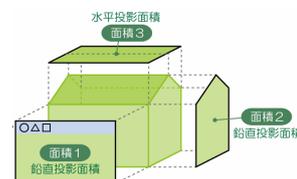
各壁面の鉛直投影面積・屋根面の水平投影面積

・各壁面の鉛直投影面積とは、右図の面積1や面積2のこと

・屋根面の水平投影面積とは、右図の面積3のこと。

（ただし、見えない壁面についても同様に考えるものとします。）

※水平投影面積及び鉛直投影面積は、壁面広告等の面積を含みますが、屋上広告の面積は含みません。



●その他

- (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- (4) 仮設の工作物の建設等
- (5) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (6) 次の法令に基づき規定された行為、又は、許可、認可、届出等を要する行為
 文化財保護法、宮崎県文化財保護条例、延岡市文化財保護条例、屋外広告物法

7. 景観形成基準

	中心市街地景観ゾーン	一般市街地景観ゾーン	工場地景観ゾーン
(1) 配置	<input type="checkbox"/> 道路等の公共用地に面する建築物等の壁面は、境界線からできる限り離れた位置に配置し、オープンスペースの確保に努めることにより、公共空間と一体となったゆとりある配置となるように配慮する。 <input type="checkbox"/> 周辺のまちなみとの調和や連続性に配慮した配置とする。		<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみとの調和に配慮した配置とする。
(2) 高さ	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみから突出した、まちなみ景観と不調和な高さとならないように配慮する。		
(3) 形態・意匠	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮した、まとまりと落ち着きのある形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地・色彩による分節化等により、圧迫感を感じさせないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 山なみの稜線などへの良好な眺望を阻害しない形態となるように配慮する。	<input type="checkbox"/> 商業施設において、建築物の形態やファサードデザインの統一などにより、連続性のあるまちなみ景観の形成に努める。	
	<input type="checkbox"/> 建築物の形態やファサードデザインの統一などにより、連続性のあるまちなみ景観の形成に努める。 <input type="checkbox"/> 特に、まちなみ低層部の連続性の確保、デザインの高質化等により、にぎわいと統一感の演出に努める。 <input type="checkbox"/> 道路に面する建築物等の1階部分については、中心市街地にふさわしい外観とし、シャッターは夜の景観に配慮した意匠とする。		
(4) 色彩・素材	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみや自然景観と調和した落ち着いた色合いの色彩・素材とする。 <input type="checkbox"/> 特に色彩については、マンセル値によりR、YR、Yは彩度6以下、その他の色相は彩度4以下とする。 ※本計画の色彩基準は、日本工業規格(JIS)のZ8721に定める色相、明度、彩度の三属性による色彩の表示方法(マンセル表色系)を採用する。 <input type="checkbox"/> 屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。 ※ただし、①②③について次に該当するものは、この限りではない。 1) アクセント色として着色される部分(各壁面の鉛直投影面積または屋根面の水平投影面積の5分の1まで) 2) 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩 3) 航空法その他の法令に基づき設置するもの 4) 市長が景観審議会、または景観アドバイザーの意見を聞き、次に該当すると認めるもの *質の高いデザイン(色彩を含む)でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの *植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないものなど <input type="checkbox"/> 延岡らしさを感じさせる地場産の素材を積極的に取り入れるように努める。 <input type="checkbox"/> 過度に光沢、反射する素材の使用を避け、耐久性・耐候性に優れた素材を積極的に取り入れるように努める。 <input type="checkbox"/> 愛宕山、城山、今山などの主な視点場から見える屋根又は屋上部分については、良好な眺望を阻害しないように配慮する。		
(5) 屋外設備類	<input type="checkbox"/> 屋外階段、および配管・ダクト、室外機や高架水槽等の建築設備は、できる限り道路など公共の場から見えない位置に配置する。やむを得ず見える位置に配置する場合は、覆いを設けたり色彩の工夫により、周辺景観との調和に配慮する。	<input type="checkbox"/> 商業施設において、日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインの工夫により、建築物本体との調和に配慮する。	
	<input type="checkbox"/> 日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインの工夫により、建築物本体との調和に配慮する。		
(6) 外構	<input type="checkbox"/> 道路など公共用地に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、見通しのきくフェンス、自然素材のもの等を用いることにより周辺景観との調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> ごみ集積所、および付属施設等は、公共の場からできる限り見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、母屋と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等により周辺景観との調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 駐車場、駐輪場は周囲をできる限り植栽で囲み、生垣植栽又は自然素材(板塀、竹垣、石積み等)による修景に努める。		
	<input type="checkbox"/> 大規模な敷地については、敷地内に歩行者のための通路を設けるなど、魅力のある商業空間の形成に努める。		
(7) 緑化	<input type="checkbox"/> 既存の樹木の保全や風土に合った樹種の採用により、地域固有の景観の保全・育成に努める。 <input type="checkbox"/> 道路など公共用地から見える場所については、できる限り緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 特に、愛宕山、城山、今山などの主な視点場から見える場所については、できる限り屋上緑化や敷地内緑化に努める。		
	<input type="checkbox"/> 庭先・店先に植栽スペースを確保したり、庭先・店先や窓辺を草花で彩るなどにより、美しい市街地景観の形成に努める。	<input type="checkbox"/> 庭先・店先や窓辺を草花で彩るなどにより、美しい景観の形成に努める。	<input type="checkbox"/> 道路境界と建築物等との間に適切に高木を配置するなど、緑に包まれたうるおいと落ち着いた色合いのある工場地景観の形成に努める。
(8) 照明	<input type="checkbox"/> 周辺の生活環境、自然環境への影響に配慮した照明とする。 <input type="checkbox"/> 回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものはできる限り使用しない。		
	<input type="checkbox"/> デザイン性の高いライトアップにより夜間景観のにぎわいの演出に努める。	<input type="checkbox"/> 商業施設において、デザイン性の高いライトアップにより夜間景観のにぎわいの演出に努める。	
(9) その他	<input type="checkbox"/> 市街地のアーケードについては、光を通す透明または半透明の材質の屋根とする。デザインについては、道路や歩道の動線を配慮し、近隣のアーケードや街並みと調和のとれたものとする。		<input type="checkbox"/> 施設の外壁や屋根などについて定期的なメンテナンスを行うことにより、美観の維持に努める。

	幹線道路景観軸	河川景観軸	田園景観ゾーン	山地景観ゾーン	海岸・海浜景観ゾーン
(1) 配置	<input type="checkbox"/> 道路等の公共用地に面する建築物等の壁面は、境界線からできる限り離れた位置に配置し、オープンスペースの確保に努めることにより、公共空間と一体となったゆとりある配置となるように配慮する。 <input type="checkbox"/> 周辺のまちなみとの調和や連続性に配慮した配置とする。				
(2) 高さ	<input type="checkbox"/> 既にまちなみが形成されている地域では、周辺のまちなみとの調和や連続性に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 山なみの稜線などへの良好な眺望に配慮した配置となるように努める。				
(3) 形態・意匠	<input type="checkbox"/> 山なみの稜線などへの良好な眺望を阻害しない高さとなるように努める。 <input type="checkbox"/> 周辺のまちなみから突出した、まちなみ景観と不調和な高さとならないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 橋梁などの主要な視点場から見て、河川景観と調和した高さになるように配慮する。 <input type="checkbox"/> 周辺の自然景観や田園景観と調和した、まとまりのある高さとなるように配慮する。 <input type="checkbox"/> 周辺の自然景観と調和した、まとまりのある高さとなるように配慮する。 <input type="checkbox"/> 周辺の海浜景観から突出した高さとならないように配慮する。				
(4) 色彩・素材	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮した、まとまりと落ち着きのある形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地・色彩による分節化等により、圧迫感を感じさせないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 山なみの稜線などへの良好な眺望を阻害しない形態となるように配慮する。 <input type="checkbox"/> 橋梁などの主要な視点場からの見え方に配慮する。				
(5) 屋外設備類	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみや自然景観と調和した落ち着きのある色彩・素材とする。 <input type="checkbox"/> 特に色彩については、マンセル値によりR、YR、Yは彩度6以下、その他の色相は彩度4以下とする。 ※本計画の色彩基準は、日本工業規格(JIS)のZ8721に定める色相、明度、彩度の三属性による色彩の表示方法(マンセル表色系)を採用する。 <input type="checkbox"/> 屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとす。 ※ただし、①②③について、次に該当するものは、この限りではない。 1)アクセント色として着色される部分(各壁面の鉛直投影面積または屋根面の水平投影面積の5分の1まで) 2)表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩 3)航空法その他の法令に基づき設置するもの 4)市長が景観審議会、または景観アドバイザーの意見を聞き、次に該当すると認めるもの *質の高いデザイン(色彩を含む)でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの *植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないものなど <input type="checkbox"/> 延岡らしさを感じさせる地場産の素材を積極的に取り入れるように努める。 <input type="checkbox"/> 過度に光沢、反射する素材の使用を避け、耐久性・耐候性に優れた素材を積極的に取り入れるように努める。 <input type="checkbox"/> 愛宕山、城山、今山などの主な視点場から見える屋根又は屋上部分については、良好な眺望を阻害しないように配慮する。				
(6) 外構	<input type="checkbox"/> 屋外階段、および配管・ダクト、室外機や高架水槽等の建築設備は、できる限り道路など公共の場から見えない位置に配置する。やむを得ず見える位置に配置する場合は、覆いを設けたり色彩の工夫により、周辺景観との調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 商業施設において、日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインの工夫により、建築物本体との調和に配慮する。				
(7) 緑化	<input type="checkbox"/> 道路など公共の場に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、見通しのきくフェンス、自然素材のもの等を用いることにより周辺景観との調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> ごみ集積所、および付属施設等は、公共の場からできる限り見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、母屋と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等により周辺景観との調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 駐車場、駐輪場は周囲をできる限り植栽で囲み、生垣植栽又は自然素材(板塀、竹垣、石積み等)による修景に努める。 <input type="checkbox"/> 既存の樹木の保全や風土に合った樹種の採用により、地域固有の景観の保全・育成に努める。 <input type="checkbox"/> 道路など公共用地から見える場所については、できる限り緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 特に、愛宕山、城山、今山などの主な視点場から見える場所については、できる限り屋上緑化や敷地内緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 庭先・店先や窓辺を草花で彩るなどにより、美しい沿道景観の形成に努める。 <input type="checkbox"/> 庭先や窓辺を草花で彩るなどにより、美しい景観の形成に努める。				
(8) 照明	<input type="checkbox"/> 周辺の生活環境、自然環境への影響に配慮した照明とする。 <input type="checkbox"/> 回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものはできる限り使用しない。 <input type="checkbox"/> 商業施設において、デザイン性の高いライトアップにより夜間景観のにぎわいの演出に努める。 <input type="checkbox"/> 市街地においては橋梁などの主要な視点場からの見え方に配慮し、デザイン性の高いライトアップにより夜間景観のにぎわいの演出に努める。				

	城山周辺地区	シンボルロード周辺地区
(1) 配置	<input type="checkbox"/> 道路等の公共用地に面する建築物等の壁面は、境界線からできる限り離れた位置に配置し、オープンスペースを確保することにより、ゆとりのある空間の創出に努める。 <input type="checkbox"/> 周辺のまちなみとの調和や連続性に配慮した配置とする。	
(2) 高さ	<input type="checkbox"/> 城山への良好な眺望を確保するために、建築物等の高さ※は、標高21m以下とする。既に21mを超える建築物等については、建て替えの際に21mを超えないようにする。ただし、市長が景観審議会または景観アドバイザーの意見を聞き、眺望を阻害しないと認めるときはこの限りではない。 ※高架水槽・看板等の建築物に付帯する施設を含めた高さとする。 <input type="checkbox"/> 既存の建築物などと調和したスカイラインを形成するように努める。	<input type="checkbox"/> 建築物等の高さは、周囲の建築物などと調和したスカイラインを形成するよう努める。
(3) 形態・意匠	<input type="checkbox"/> 外観は、周辺景観からの突出感や違和感がなく周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮し、落ち着きのある形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地・色彩による分節化等により、圧迫感を感じさせないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 山なみの稜線などへの良好な眺望を阻害しない形態となるように努める。 <input type="checkbox"/> 橋梁などの主要な視点場からの見え方に配慮する。 <input type="checkbox"/> 連続性のあるまちなみ景観の形成に努めるとともに、歴史的雰囲気と調和した風格のある景観を形成するような形態・意匠とする。	<input type="checkbox"/> 建築物の形態やファサードデザインの統一などにより、連続性のあるまちなみ景観の形成に努める。 <input type="checkbox"/> 特に、まちなみ低層部の連続性の確保、デザインの高質化等により、にぎわいと統一感の演出に努める。 <input type="checkbox"/> 道路に面する建築物等の1階部分については、中心市街地にふさわしい外観とし、シャッターは夜の景観に配慮した意匠とする。 <input type="checkbox"/> 城山や愛宕山、今山などからの眺めを妨げないような形態となるように努める。
(4) 色彩・素材	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみや自然景観と調和した落ち着いた色合い・素材とする。 <input type="checkbox"/> 特に色彩については、マンセル値によりR、YR、Yは彩度6以下、それ以外の色相は彩度4以下とする。 ※本計画の色彩基準は、日本工業規格(JIS)のZ8721に定める色相、明度、彩度の三属性による色彩の表示方法(マンセル表色系)を採用する。 <input type="checkbox"/> 屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとす。 ※ただし、①②③について、次に該当するものは、この限りではない。 1) アクセント色として着色される部分(各壁面の鉛直投影面積または屋根面の水平投影面積の5分の1まで) 2) 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩 3) 航空法その他の法令に基づき設置するもの 4) 市長が景観審議会、または景観アドバイザーの意見を聞き、次に該当すると認めるもの * 質の高いデザイン(色彩を含む)でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの * 植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないものなど <input type="checkbox"/> 延岡らしさを感じさせる地場産の素材を積極的に取り入れるように努める。 <input type="checkbox"/> 過度に光沢、反射する素材の使用を避け、耐久性・耐候性に優れた素材を積極的に取り入れるように努める。 <input type="checkbox"/> 愛宕山、城山、今山などの主な視点場から見える屋根又は屋上部分については、良好な眺望を阻害ないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 木材や石材等の自然素材色と類似した色調を基調とするなど、四季の移り変わりと調和も考慮した色彩とする。	
(5) 屋外設備類	<input type="checkbox"/> 屋外階段、および配管・ダクト、室外機や高架水槽等の建築設備は、できる限り道路など公共の場から見えない位置に配置する。やむを得ず見える位置に配置する場合は、覆いを設けたり色彩の工夫により、周辺景観との調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインの工夫により、建築物本体との調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 道路など公共用地に接する場所にベランダ、バルコニー類を設ける場合は、周囲の景観と調和するように構造および意匠を配慮する。 <input type="checkbox"/> ベランダ、バルコニー類の生活用品は外部から見えにくいような工夫をし、緑化等によって潤いのある表情をつくるように努める。	
(6) 外構	<input type="checkbox"/> 道路など公共用地に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、見通しのきくフェンス、自然素材のもの等を用いることにより周辺景観との調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> ごみ集積所、および付属施設等は、公共の場からできる限り見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、母屋と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等により周辺景観との調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 駐車場、駐輪場は周囲をできる限り植栽で囲み、生垣植栽又は自然素材(板塀、竹垣、石積み等)による修景に努める。	
(7) 緑化	<input type="checkbox"/> 既存の樹木の保全や風土に合った樹種の採用により、地域固有の景観の保全・育成に努める。 <input type="checkbox"/> 特に、愛宕山、城山、今山などの主な視点場から見える場所については、できる限り屋上緑化や敷地内緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 道路など公共用地から見える場所については、周辺に調和した植栽、花壇等により、四季の移り変わりを積極的に演出するよう努める。 <input type="checkbox"/> 敷地内部は少ないスペースでも出来る限り緑化に努める。	
(8) 照明	<input type="checkbox"/> 庭先・店先や窓辺を草花で彩るなどにより、美しい景観の形成に努める。	<input type="checkbox"/> 庭先・店先に植栽スペースを確保したり、庭先・店先や窓辺を草花で彩るなどにより、美しい市街地景観の形成に努める。
	<input type="checkbox"/> 周辺の生活環境、自然環境や景観を乱さないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものはできる限り使用しない。 <input type="checkbox"/> デザイン性の高いライトアップにより夜間景観のにぎわいの演出に努める。	

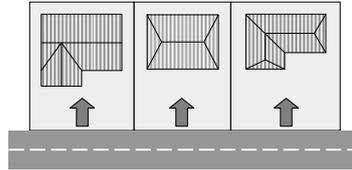
※その他の届出対象行為の景観形成基準については、P18に掲載しています。

8. 景観形成基準についての解説

(1) 配置

□道路等の公共用地に面する建築物等の壁面は、境界線からできる限り離れた位置に配置し、オープンスペースの確保に努めることにより、公共空間と一体となったゆとりある配置となるように配慮した。

○「ゆとりある空間」「ゆとりある配置」とは、壁面の後退、低い塀の設置、中木の植栽等により、道路にいる人に圧迫感・威圧感を与えない空間を言います。



壁面を地境界線から後退させることにより、ゆとりある空間を創出します。



オープンスペースに植栽などを配し、うるおいのある空間を創り出しています。

□周辺のまちなみとの調和や連続性に配慮した配置とした。

□既にまちなみが形成されている地域では、周辺のまちなみとの調和や連続性に配慮した配置とした。



壁面の位置や、塀・植栽などでまちなみの連続性を確保しています。

(2) 高さ

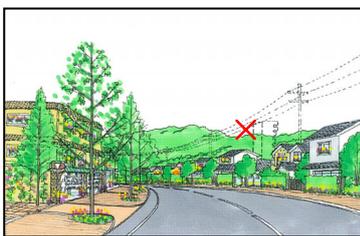
□周辺の(まちなみ・海浜景観)から突出した、(まちなみ)景観と不調和な高さとならないように配慮した。

□山なみの稜線などへの良好な眺望を阻害しない高さとなるように努めた。

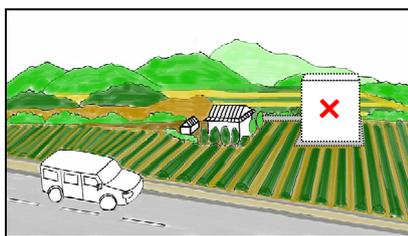
□橋梁などの主要な視点場から見て、河川景観と調和した高さになるように配慮した。

□周辺の(田園・自然)景観と調和した、まとまりのある高さとなるように配慮した。

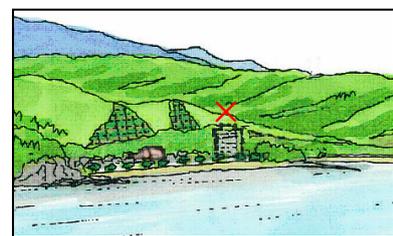
□建築物等の高さは、周囲の建築物等と調和したスカイラインを形成するよう努めた。



建築の高さを周囲のまちなみと調和させることで、連続感や統一感を演出し、落ち着いた景観を形成することができます。



自然地域や田園地域においては、これらに馴染んだ建物高さとする事により、美しい自然景観・田園景観を保全していくことが望まれます。



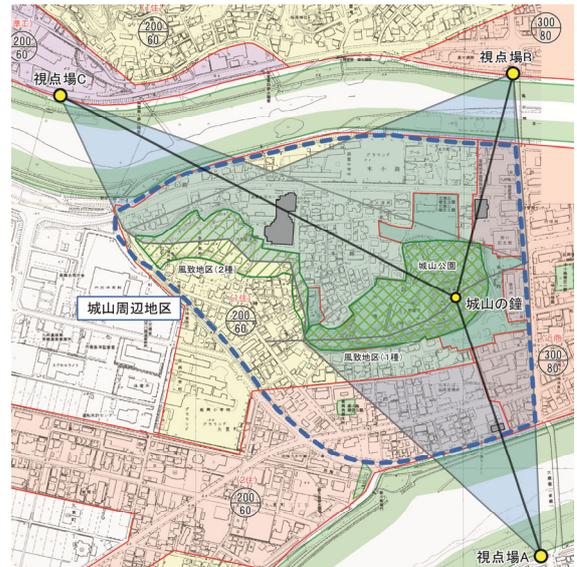
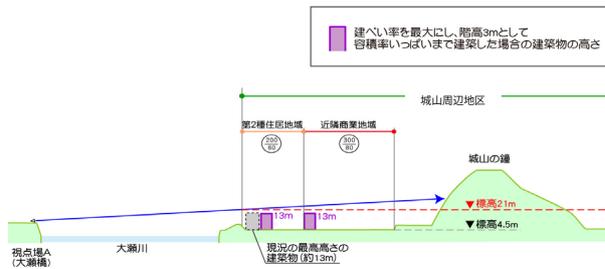
山なみや丘陵は、山頂や稜線が自然な形で連続していることが大切です。計画段階から眺望を妨げないよう計画する必要があります。

□城山周辺地区については、建築物等の高さを標高21m以下とした。

【建築物等の高さ制限について】

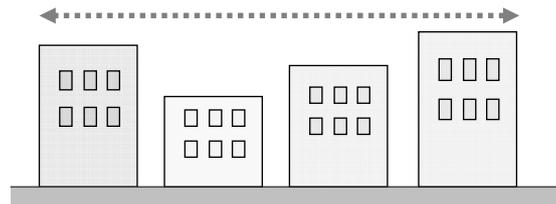
主な視点場から城山への良好な現状の眺望景観を保全するために、現況の建築物等の最高高さや、法定容積率・建ぺい率との整合性を検討したうえで、建築物等の高さの制限を標高21m以下と定めました。

■視点場 A(大瀬橋)からの高さ検討シミュレーション図



ただし、市長が景観審議会または景観アドバイザーの意見を聞き、眺望を阻害しないと認めるときはこの限りではありません。

□建築物等の高さは、周囲の建築物等と調和したスカイラインを形成するよう努めた。



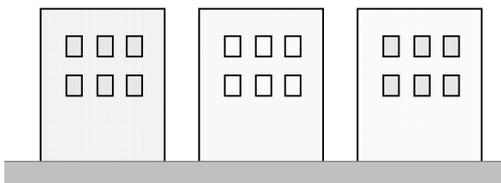
建物のスカイラインは、連続性のある高さとしましょう。

(3)形態・意匠

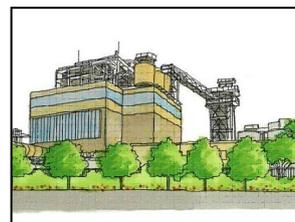
□周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮した、まとまりと落ち着きのある形態・意匠とした。

□大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地・色彩による分節化等により、圧迫感を感じさせないように配慮した。

□山なみの稜線などへの良好な眺望を阻害しない形態となるように配慮した。



建物の形態・意匠を周辺のまちなみと揃え、落ち着きのある形態・意匠とします。



大規模な壁面建物を分割して、形状を工夫することで、圧迫感を解消し、周辺になじませています。

- 建築物の形態やファサードデザインの統一などにより、連続性のあるまちなみ景観の形成に努めた。
- 特に、まちなみ低層部の連続性の確保、デザインの高質化等により、にぎわいと統一感の演出に努めた。



建築物の形態やファサードデザインの統一によって、連続性のあるまちなみを形成しています。

- 道路に面する建築物等の1階部分については、中心市街地にふさわしい外観とし、シャッターは夜の景観に配慮した意匠とした。



壁面を後退し、ベンチやイーゼル看板を置くことで、にぎわいを演出しています。

- 橋梁などの主要な視点場からの見え方に配慮した。

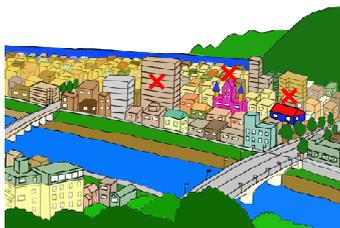


橋梁などから市街地を眺めたときに、連続性のあるまちなみが形成されるよう、配慮します。

- 連続性のあるまちなみ景観の形成に努めるとともに、歴史的雰囲気と調和した風格のある景観を形成するような形態・意匠とした。

城山の歴史的雰囲気と調和した風格のある形態・意匠とします。

- 城山や愛宕山、今山などからの眺めを妨げないような形態となるように努めた。



山からの眺めに配慮して、周辺と不調和な形態(ヨーロッパのお城風など)とならないように配慮します。

(4) 色彩・素材

□周辺のまちなみや自然景観と調和した落ち着いた色のある色彩・素材とした。

※適用除外についてはP. 14参照

○自然景観との調和

本市では、市街地においても今山、愛宕山、城山などのまとまった緑が残っています。一般的に自然の緑は真夏の一番鮮やかなときに、彩度6程度となります。外壁や屋根の色を自然の色よりも低彩度、低明度の色彩にすることで、周辺の自然と調和し、落ち着いた印象を与えることができます。季節の花木などが映え、豊かな自然の四季の変化を感じられます。



外壁や屋根の色を低彩度、低明度にするすることで、彼岸花の赤や田んぼの緑といった自然の色が映えます。

○まちなみとの調和

実際の現地調査から、延岡市の建物壁面のベースカラーは、赤、黄赤、黄の色相が中心であり、一部に無彩色と寒色系の色相が見られました。彩度は、比較的落ち着いた低彩度の建築物が多く、色味が抑えられています。基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観およびまちなみとの調和に配慮しましょう。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合はアクセントカラー程度にとどめましょう。(P. 14参照)



暖色系の低彩度の色調で外壁の色を統一することで、温かみの中にも品格を感じさせます。

○伝統的な素材の使用

日本の家屋において伝統的に用いられてきた建材(自然素材等)の多くは、N(無彩色)系、YR(黄赤)系、Y(黄)系の色相を中心に構成されています。また、汚れやすく変色しやすい屋根には、暗灰色や暗穏色などといった、明るさや鮮やかさを抑えた色彩が一般的に多く用いられています。こうした普段から見慣れている色相を用いることにより、周辺と調和した外観とすることができます。



木造の家屋は、周辺の景観と調和し、落ち着いた印象を与えます。

○外壁は公共の色

地域特性に合った色彩を用いることによって、延岡らしい景観をつくることができます。周辺の自然景観やまちなみと調和した色彩とするためには、自然の色彩や周辺の建物の色彩の傾向を把握し、建物の景観的な役割について認識することが大切です。美しいまちを構成するのは、一つ一つの建造物です。「住んでよし、訪れてよし」のまちにふさわしい延岡の景観をつくりあげていくために、『外壁は公共の色』という認識を深め、延岡の景観特性がより生かされる色合いにしていきましょう。



隣り合う建物の色彩に連続性を持たせることにより、まちなみにまとまりと落ち着きをもたらすことができます。



壁面の色は白を基調としており、建築色として見慣れた色彩を用いているため、周辺と調和した外観となっています。

○隣り合う建物に色彩の連続性をもたせることによって、まちなみにまとまりと落ち着きをもたらすことができます。建物の色彩調和については、次の3通りが基本となります。

○派手な色彩やパステルカラーは一般に退色しやすく、古びた印象を与えがちです。できるだけ経年変化に強い低彩度色を基本としましょう。

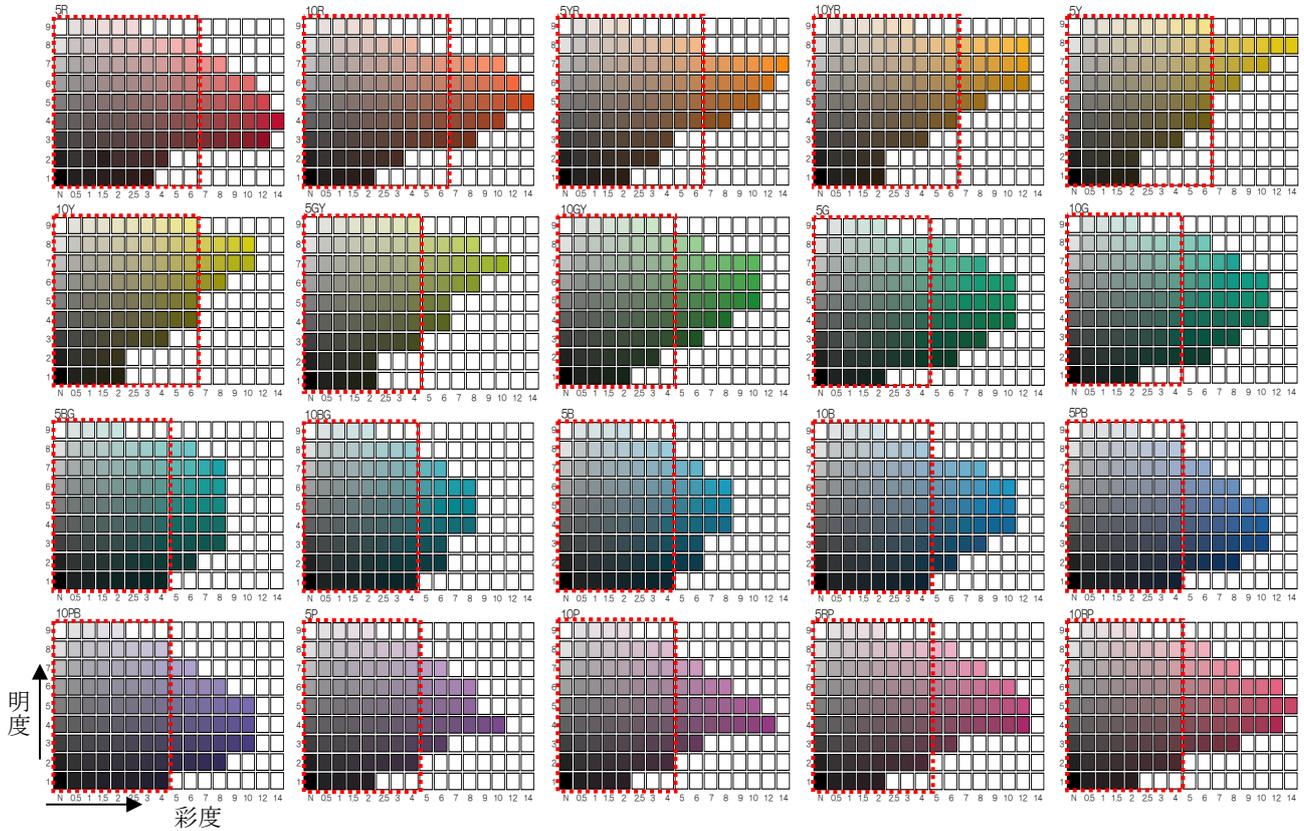
○多色使いは避けましょう。

□色彩については、マンセル値によりR、YR、Yは彩度6以下、その他の色相は彩度4以下とした。

色は、捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確に表すことはできません。このため、延岡市景観計画では、日本工業規格(JIS)標準色表として採用されているマンセル表色系を使用しています。

建築物、工作物に使用できる色(基調色)の基準を「マンセル値で色相R～Yは彩度6以下、その他の色相は彩度4以下」としています。

下図の点線の枠内は、使用できる色を参考として示しています。なお、ここに表現されている色は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なるため、実際の色は色票で確認してください。



□マンセル表色系とは

日本工業規格(JIS)の Z8721 に定める色の表示方法です。ひとつの色を「色相(いろあい)」、「明度(あかるさ)」、「彩度(あざやかさ)」という3つの属性の組み合わせによって表現します。

色の三属性

色相

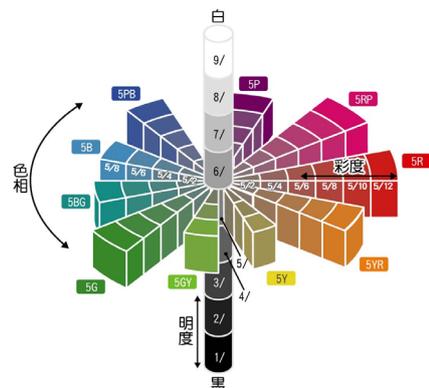
10種の基本色の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す数字を組み合わせ、10R や5Y などのように表します。

明度

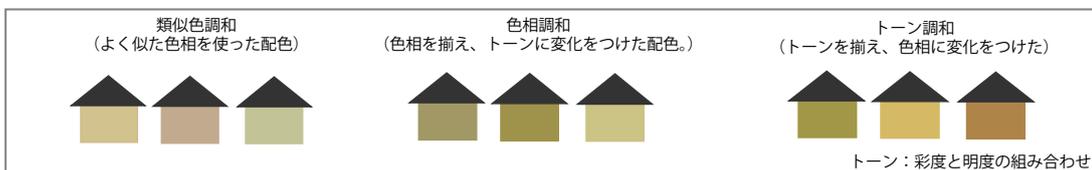
明るさの度合いを0～10程度までの数値で表したもので、暗い色ほど数値が小さくなります。

彩度

あざやかさの度合いを0～16程度までの数値で表したもので、数値が大きいくほどあざやかな色を表します。例えば、白、黒、グレーなどの色の彩度は0、赤の原色の彩度は14程度です。



マンセル表色系のイメージ



- 屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとした。
- 愛宕山、城山、今山などの主な視点場から見える屋根又は屋上部分については、良好な眺望を阻害しないように配慮した。



屋根の色彩や素材などが統一され、落ち着いたまちなみを形成しています。

適用除外について

- 1) アクセント色として着色される部分(各壁面の鉛直投影面積または屋根面の水平投影面積の5分の1まで)
- 2) 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩
- 3) 航空法その他の法令に基づき設置するもの
- 4) 市長が景観審議会、または景観アドバイザーの意見を聞き、次に該当すると認めるもの
 - * 質の高いデザイン(色彩を含む)でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの
 - * 植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないものなど

アクセント色を着色する場合、その面積についての算出根拠を提出して下さい。
 なお、壁面広告物はアクセント色には含まれません。

- 延岡らしさを感じさせる地場産の素材を積極的に取り入れるように努めた。
- 過度に光沢、反射する素材の使用を避け、耐久性・耐候性に優れた素材を積極的に取り入れるように努めた。
- 木材や石材等の自然素材色と類似した色調を基調とするなど、四季の移り変わりとの調和も考慮した色彩とした。



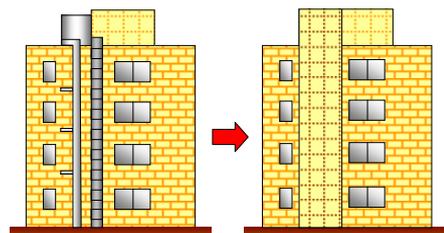
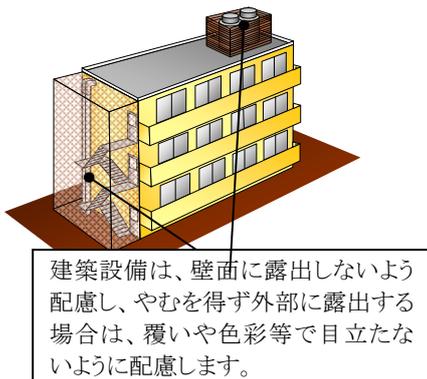
延岡産のスギ材やヒノキ材を用い、延岡らしい景観を形成しています。



地元産の瓦を用い、延岡らしい景観を形成しています。

(5)屋外設備類

- 屋外階段、および配管・ダクト、室外機や高架水槽等の建築設備は、できる限り道路など公共の場から見えない位置に配置した。
- 公共の場から見える位置に配置する場合は、覆いを設けたり色彩の工夫により、周辺景観との調和に配慮した。



露出配管で外観が統一されておらず、煩雑な印象を与えています。給水管・ダクト等は外壁に露出しないように工夫します。

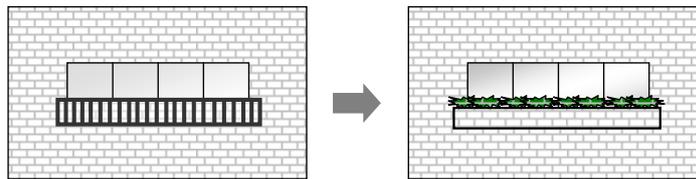
□日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインの工夫により、建築物本体との調和に配慮した。



色やデザインを工夫して日よけテントをアクセントカラーとしています。

□道路など公共用地に接する場所にベランダ、バルコニー類を設ける場合は、周囲の景観と調和するように構造及び意匠を配慮した。

□ベランダ、バルコニー類の生活用品は外部から見えにくいような工夫をし、緑化等によって潤いのある表情をつくるように努めた。



緑化等によって潤いを表現しています。

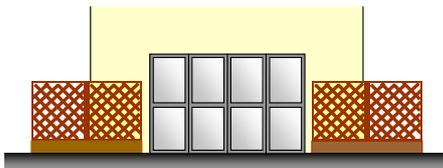
(6) 外溝

□道路など公共用地に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、見通しのきくフェンス、自然素材のもの等を用いることにより周辺景観との調和に配慮した。

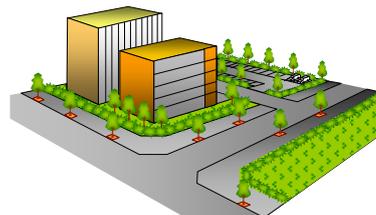
□ごみ集積所、および付属施設等は、公共の場からできる限り見えないように設置した。

□公共の場から見える位置に設置する場合は、母屋と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等により周辺景観との調和に配慮した。

□駐車場、駐輪場は周囲をできる限り植栽で囲み、生垣植栽又は自然素材(板塀、竹垣、石積み等)による修景に努めた。

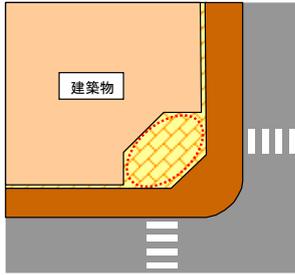


塀や柵等を設ける場合は、単調で閉鎖的な塀・擁壁を避け、木製の柵や、格子状フェンス等で圧迫感がないよう配慮します。

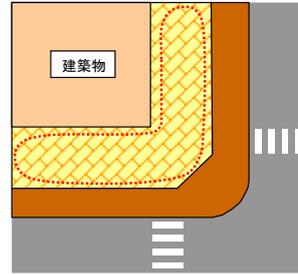


駐輪場、駐車場は周囲をできる限り植栽で囲み、生垣植栽または自然素材による修景を行うよう配慮します。

□大規模な敷地については、敷地内に歩行者のための通路を設けるなど、魅力のある商業空間の形成に努めた。



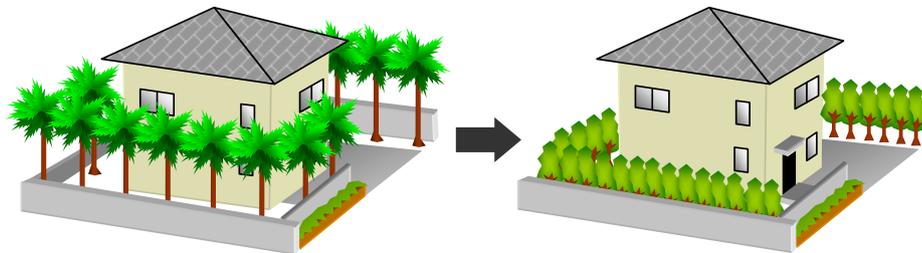
敷地の角の部分を、まちかど広場として機能させて、賑わいを演出しています。



敷地の道路側を、歩行者通路として機能させて、賑わいを演出しています。

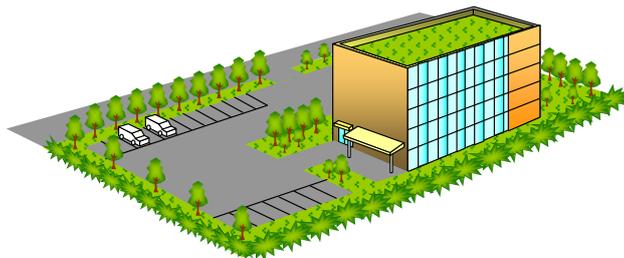
(7)緑化

□既存の樹木の保全や風土に合った樹種の採用により、地域固有の景観の保全・育成に努めた。



地域の風土に合わせた樹種を採用することで、地域固有の景観が保全されるよう配慮しています。

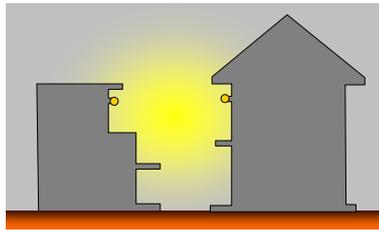
- 道路など公共用地から見える場所については、できる限り緑化に努めた。
- 道路など公共用地から見える場所については、周辺に調和した植栽、花壇等により、四季の移り変わりを積極的に演出するよう努めた。
- 敷地内部は少ないスペースでも出来る限り緑化に努めた。
- 愛宕山、城山、今山などの主な視点場から見える場所については、できる限り屋上緑化や敷地内緑化に努めた。
- 庭先・店先に植栽スペースを確保したり、庭先・店先や窓辺を草花で彩るなどにより、美しい市街地景観の形成に努めた。
- 庭先・店先や窓辺を草花で彩るなどにより、美しい景観の形成に努めた。
- 道路境界と建築物等との間に適切に高木を配置するなど、緑に包まれたうるおいと落ち着きのある工場地景観の形成に努めた。



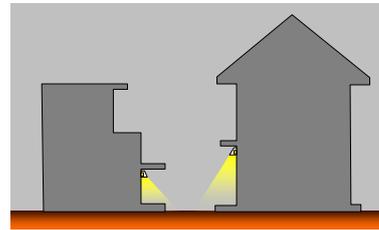
公共の場から見える場所ではできる限り緑化し、敷地内空地にもできるだけ中高木を植栽し、緑化に努めます。

(8) 照明

- 周辺の生活環境、自然環境への影響に配慮した照明とした。
- 回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものはできる限り使用しないこととした。

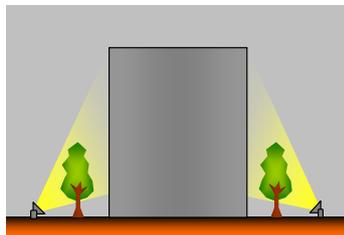


周辺に過剰な光が散乱し、周辺の環境に影響を与えています。



照明の方法や光源の配置を工夫することで、落ち着いた照明となります。

- デザイン性の高いライトアップにより夜間景観のにぎわいの演出に努めた。



デザイン性の高いライトアップで夜間景観を演出しています。

(9) その他

- 市街地のアーケードについて、光を通す透明または半透明の材質の屋根とした。デザインについては、道路や歩道の動線を配慮し、近隣のアーケードや街並みと調和のとれたものとした。



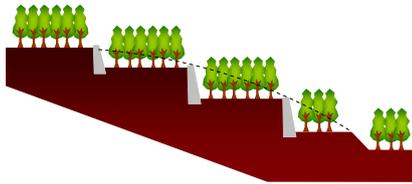
光を通す材質の屋根にすることでアーケードに開放感がうまれます。



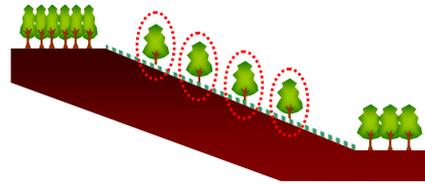
歩行者等の動線に配慮して、近隣と調和のとれたデザインとなるよう配慮します。

(10) 土地の形質の変更

- 既存の地形を生かした必要最小限の形質の変更とした。
- 既存樹木の保全に配慮した。
- 周辺との調和に配慮した形態・素材を採用した。
- 在来種による緑化等を行った。



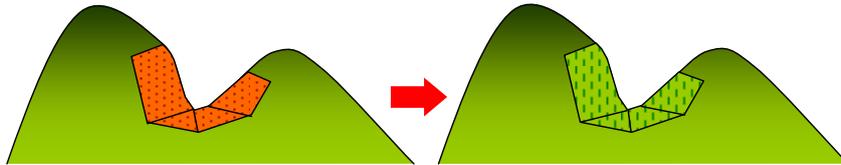
現状の地形を生かした造成によって、地形の変更を少なくしています。



在来種で緑化し、周辺の景観との調和に配慮しています。

(11) 木竹の伐採又は移植

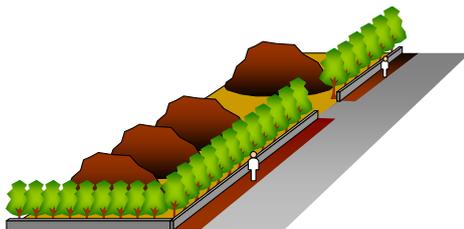
- 伐採・移植する範囲を必要最小限とした。
- 樹林地の一部を保全または可能な限り緑化することとした。



伐採・移植する範囲は、必要最低限とし、可能な限り緑化して周辺景観との調和に配慮します。

(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の集積又は貯蔵

- 土石等の集積または貯蔵を行う場合は、できる限り道路など公共の場から見えない位置に配置した。
- 公共の場から見える位置に配置する場合、敷地境界線からできる限り後退した位置に配置した。
- 公共の場から見える位置に配置する場合、植栽や塀による遮へいを行った。
- 公共の場から見える位置に配置する場合、積み上げ高さを低く抑えた。

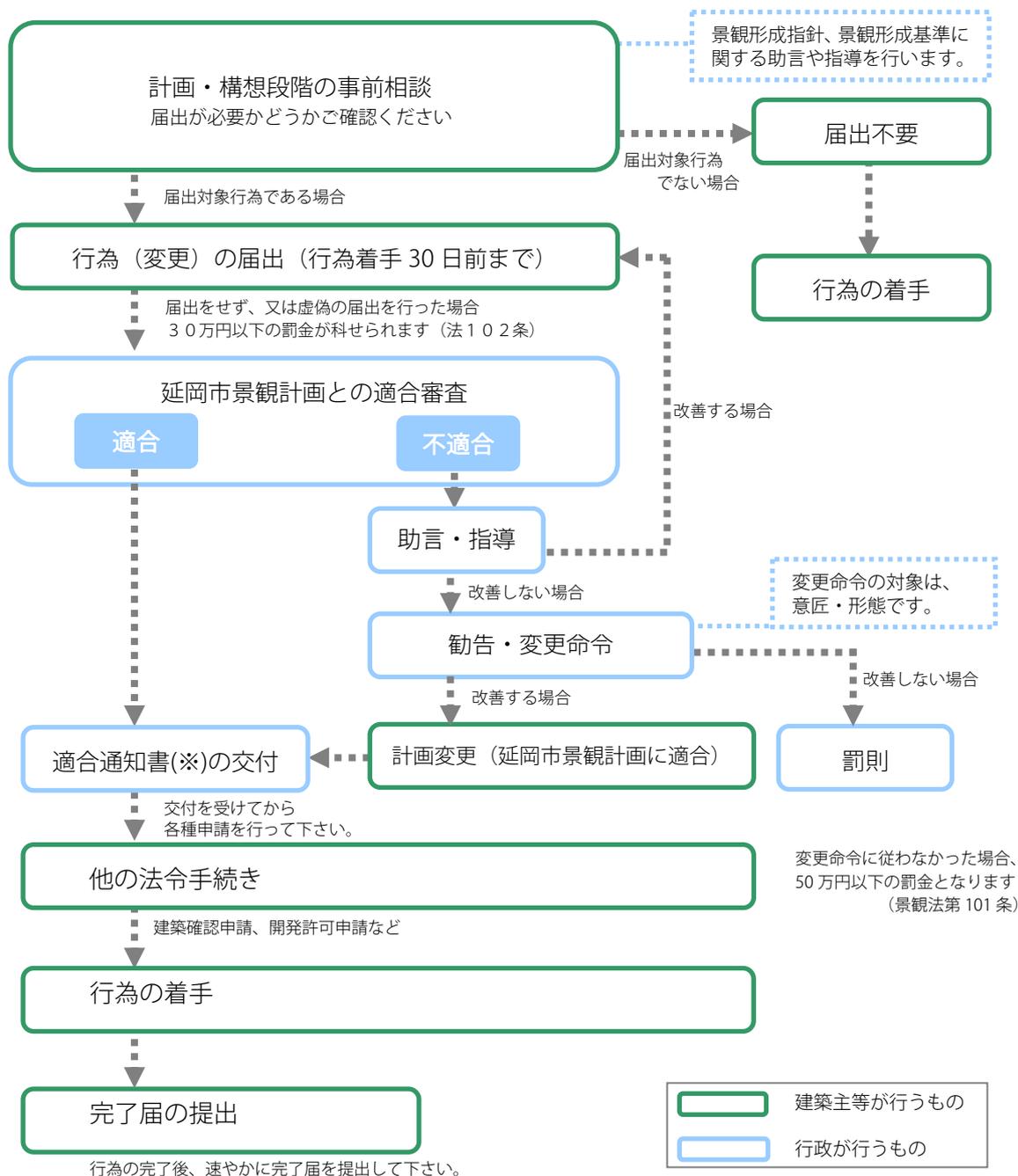


周辺から見えない位置に配置することが景観形成上および安全上有効な手法です。

公共の場から見える位置に配置する場合は、植栽を施すことなどで、周辺環境との調和に配慮します

9. 届出等の手順

景観法に基づく届出は、都市計画課が窓口となり、届出を受理します。



※景観計画に適合する内容での届出に対して適合通知書を交付します。通知書が交付されましたら、行為に着手することができます。

- ・延岡市内で、建築行為等の構想・計画をされる場合は、まずにご相談ください。
- ・届出後、計画の変更があった場合は、変更の届出が必要となります。
- ・景観法第102条により、無届または虚偽の届出を行った場合は罰則が適用されます。
- ・届出に必要な書式は、「延岡市景観要綱」をご参照ください。市ホームページにてダウンロードができます。また、都市計画課窓口にて配布しております。

届出に必要な添付書類等

届出に必要な書式は、都市計画課にて配布しています。
また、市ホームページにおいてダウンロードできます。



行為	図書	
	種類	備考
建築物および工作物の新築、増築、改築若しくは移転または外観を変更することとなる修繕若しくは模様替または色彩の変更	付近見取図	縮尺 2,500 分の 1 以上。
	配置図	敷地境界及び建築物の位置を表示する図面。縮尺 100 分の 1 以上。
	立面図	彩色が施された2面以上の立面図で、マンセル値を記載したもの。縮尺 50 分の 1 以上。
	現況写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真。2 方向以上撮影。
土地の形質の変更	付近見取図	縮尺 2,500 分の 1 以上。
	平面図	変更前及び変更後の土地の形状を記載したもの。
	断面図	変更前及び変更後の土地の形状を記載したもの。のり面については、処理方法及び使用材料等を記載したもの。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真。2 方向以上撮影。
木竹の伐採または移植	付近見取図	縮尺 2,500 分の 1 以上。
	平面図	木竹の位置、伐採及び移植の区域、木竹の名称を記載したもの。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真。2 方向以上撮影。
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の集積又は貯蔵	付近見取図	縮尺 2,500 分の 1 以上。
	平面図	集積又は貯蔵の区域を記載したもの。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真。2 方向以上撮影。

届出及び問合せ先

お問合せの主な内容	担当課	連絡先
建築計画等の事前相談に関すること	都市建設部 都市計画課	〒882-8686 延岡市東本小路 2 番地 1 Tel (0982)22-7022 / Fax (0982)31-3186 E-mail:toshi-k@city.nobeoka.miyazaki.jp
景観計画区域内における行為の届出に関すること		
景観形成重点地区に関すること		
景観計画に関すること		
景観条例に関すること		
開発行為に関すること	都市建設部	Tel (0982)22-7034 / Fax (0982)31-3186
建築確認申請に関すること	建築指導課	E-mail:kentiku@city.nobeoka.miyazaki.jp

作成:延岡市都市建設部都市計画課